

第 **125** 期

# 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時**

2026年6月26日（金曜日）午前11時

**開催場所**

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号  
コミュニティプラザ・コルソ7階  
コルソホール

**議決権行使期限**

2026年6月25日（木曜日）午後5時

**目次**
**招集ご通知**

第125期定時株主総会招集ご通知…………… 2

株主総会参考書類…………… 6

**<会社提案>**

第1号議案 剰余金の処分の件

 第2号議案 取締役  
 (監査等委員である取締役を除く。)  
 4名選任の件

 第3号議案 監査等委員である取締役  
 3名選任の件

 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役  
 1名選任の件

 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する  
 対応方針（買収への対応方針）継続の件

**<株主提案>**

第6号議案 自己株式の取得の件

**事業報告**

1. 当社グループの現況 …………… 38

2. 会社の現況 …………… 44

連結計算書類 …………… 51

## オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる

**「開かれた企業」** となろう

オンリーワン技術を磨く

**「独自性ある企業」** となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る

**「自己実現の場である企業」** となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

証券コード：6513  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号  
株式会社オリジン  
代表取締役社長 稲葉英樹

## 第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第125期定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.origin.co.jp/ir/shares/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名「オリジン」または証券コード「6513」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前11時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号  
コミュニティプラザ・コルソ 7階 「コルソホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第125期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第125期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件  
<株主提案>  
第6号議案 自己株式の取得の件

以 上

### 【株主総会の招集にあたっての決定事項】

- 株主総会にご出席されない株主様は書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができません。
- 議決権行使書の賛否の欄に表示のない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対として取り扱います。
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 本招集ご通知には、法令および定款第16条第2項の規定に基づき、事業報告の主要な営業所および工場、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他当社グループの現況に関する重要な事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、連結計算書類の株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告は記載していません。（これらはインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。）
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

### 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前11時

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時 到着分まで

### インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時 受付分まで

詳細は5頁をご覧ください

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第6号議案は、株主様からご提案いただいたものです。当社取締役会は、**第6号議案に反対いたします。**  
詳細については、35頁から37頁をご参照ください。

会社提案・当社取締役会の意見に  
**ご賛同いただける場合**

議案	議案第1号 株主提案	議案第2号 株主提案	議案第3号 株主提案	議案第4号 株主提案	議案第5号 株主提案
会社提案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
株主提案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

議案	議案第6号 株主提案
株主提案	<input type="radio"/>

#### ご注意

1. 株主提案に賛成の場合は、  
→「賛」に○印をご表示ください。
2. 株主提案に反対の場合は、  
→「否」に○印をご表示ください。

**当社取締役会は、  
株主提案に反対いたします。**

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。  
※ インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

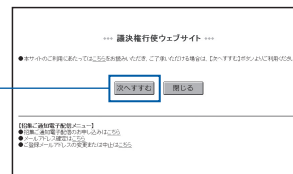
## 機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

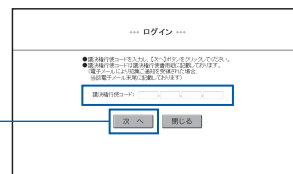
## ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

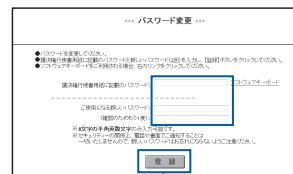
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主様が以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自分で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 会社提案（第1号議案から第5号議案まで）

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を勘案し、期末配当については1株につき普通配当15円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 15円 総額 79,622,475円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	候補者属性	現在の当社における地位
1	いなば ひでき 稲葉 英樹	男性	再任	代表取締役社長
2	さとう よしお 佐藤 好生	男性	再任	取締役上席執行役員
3	ないとう よしひこ 内藤 佳彦	男性	再任	取締役上席執行役員
4	こいけ たつこ 小池 達子	女性	再任	社外取締役 独立役員 取締役（社外）

候補者番号

1

いな ば ひで き  
**稲葉 英樹**

1964年8月4日生（満61歳）

所有する当社株式数 10,900株

再任

**略歴、当社における地位、担当**

1987年4月	当社入社	2021年4月	当社執行役員コンポーネント事業部長
2012年6月	当社エレクトロニクス事業部パワーデバイス部長	2021年6月	当社取締役上席執行役員コンポーネント事業部長
2016年4月	当社コンポーネント事業部管理部長	2022年6月	当社取締役常務執行役員コンポーネント事業部長
2019年4月	当社大阪支店長	2023年6月	当社代表取締役社長、CEO（現任）
2019年6月	当社執行役員大阪支店長		

**重要な兼職の状況**

なし

**監査等委員でない取締役候補者とする理由**

稲葉英樹氏は、入社以来培った豊富な事業経験を背景に、2023年6月より代表取締役社長CEOを務めております。現在は、収益力の向上に向けた経営課題の解決と事業構造の最適化を指揮しており、当社事業を熟知した同氏が引き続き陣頭指揮を執ることが、企業価値の回復と持続的な成長のために最適であると判断いたしました。豊富な経験とリーダーシップに基づき、経営の舵取りを担うにふさわしい人材として、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

さ とう よし お  
**佐藤 好生**

1966年2月19日生（満60歳）

所有する当社株式数 6,000株

再任

**略歴、当社における地位、担当**

1989年4月	株式会社富士銀行入行	2021年6月	当社取締役上席執行役員、CSO、経営企画本部長
2013年11月	株式会社みずほ銀行池袋西口支店長	2023年6月	当社取締役上席執行役員、エレクトロニクス事業部長
2017年4月	株式会社みずほ銀行大阪支店長	2025年4月	当社取締役上席執行役員、CHRO、管理部門管掌、本社事業所長、総務担当
2020年4月	株式会社みずほ銀行グローバル人事業務部付審議役	2026年4月	当社取締役上席執行役員、CHRO、管理部長、本社事業所長（現任）
2020年6月	当社入社		
2020年6月	当社執行役員経理担当		
2021年4月	当社執行役員経営企画本部長		

**重要な兼職の状況**

なし

**監査等委員でない取締役候補者とする理由**

佐藤好生氏は、金融実務に加え、当社での経理・経営戦略・事業部門の責任者を歴任した豊富な経験を有しております。現在はCHROとして、事業現場の知見を活かした人材戦略の構築とガバナンスの強化を牽引しております。事業と管理の双方に精通した同氏の卓越した知見は、当社の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

ない とう  
内藤

よし ひこ  
佳彦

1964年8月31日生（満61歳）

所有する当社株式数 5,700株

再任

#### 略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2023年6月	当社取締役上席執行役員、CTO、研究開発本部長、研究企画室長、本社事業所長
2012年6月	当社メカトロニクス事業部システム営業部長	2024年6月	当社取締役上席執行役員、CTO、CHRO、研究開発本部長、研究企画室長、本社事業所長、総務担当
2015年8月	当社メカトロニクス事業部システム製造管理部長	2025年4月	当社取締役上席執行役員、CSO、経営企画本部長（現任）
2018年6月	当社執行役員メカトロニクス事業部長、営業部長		
2021年6月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、品質統括、管理部長		
2022年4月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括		
2022年6月	当社取締役上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括、本社事業所長		

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 監査等委員でない取締役候補者とする理由

内藤佳彦氏は、技術開発、営業、製造管理といった現場実務に加え、事業部長としてメカトロニクス事業を牽引した豊富な経験を有しております。取締役就任後はCTOやCHROを歴任し、現在はCSO兼経営企画本部長として、全社の経営戦略を指揮しております。現場、技術、人事の各領域に精通した同氏の多角的な視点とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

こ いけ  
小池

たつ こ  
達子

1957年11月21日生（満68歳）

所有する当社株式数 1,800株

再任

社外取締役

独立役員

#### 略歴、当社における地位、担当

1980年4月	愛媛放送株式会社（現 株式会社テレビ愛媛）入社	2018年7月	アゼアス株式会社補欠社外監査役（現任）
1981年10月	フリーアナウンサー	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2011年1月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2021年6月	三浦工業株式会社社外取締役監査等委員
2011年1月	銀座総合法律事務所入所（現任）	2022年6月	住友理工株式会社社外監査役

#### 重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員

#### 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由および期待される役割

小池達子氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見、アナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を有しております。それら豊富な経験を活かし、当社取締役の職務の執行について監督と助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池達子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小池達子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
5. 当社と小池達子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は小池達子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役小池達子氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定であります。
- 本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
- ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ②保険料
- 保険料は全額会社負担としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	候補者属性			現在の当社における地位
1	みやた ひろし 宮田 寛司	男性	新任			上席執行役員
2	ちよのべ いくお 千代延 郁男	男性	再任	社外取締役	独立役員	取締役監査等委員(社外)
3	あん どう よしひろ 安藤 儀博	男性	新任	社外取締役	独立役員	

候補者番号

1

みや た ひろ し  
**宮田 寛司**

1965年3月24日生（満61歳）

所有する当社株式数 0株

新任

**略歴、当社における地位、担当**

1987年 4月	株式会社第一勧業銀行入行	2017年 4月	当社経理部長、総務部長
2008年 4月	株式会社みずほ銀行総合コンサルティング部参事役	2020年 4月	当社経営企画本部事業推進室長
2011年 1月	株式会社みずほ銀行法人マーケティング部参事役	2021年 4月	当社執行役員経営企画本部部长
2013年 3月	株式会社みずほ銀行高田馬場支店付 当社出向経営統括部部长	2024年 6月	当社執行役員経営企画本部事業推進グループ長
2014年 6月	当社経理部長	2025年 6月	当社上席執行役員経営企画本部事業推進グループ長
2015年 3月	当社入社	2026年 4月	当社上席執行役員経営企画本部部长（現任）

**重要な兼職の状況**

なし

**監査等委員である取締役候補者とする理由**

宮田寛司氏は、当社において経理、総務、経営企画、および事業推進の要職を歴任してまいりました。特に経理部長として長年財務報告の適正化を指揮した経験は、監査等委員としての適格性を十分に満たすものであります。加えて、事業推進の最前線に立ってきた経験から、事業の実態に即した実効性の高い監査・監督が期待できます。これら経営全般にわたる豊富な知見を当社の監査体制に活かしていただくため、新たに監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

ちよ のべ いく お  
**千代延 郁男**

1962年11月17日生（満63歳）

所有する当社株式数 2,100株

再任

社外取締役

独立役員

**略歴、当社における地位、担当**

1985年 4月	日本火災海上保険株式会社入社	2018年 3月	ヒルトンホテルサービス株式会社代表取締役社長
2009年 8月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役執行役員経営企画部長	2021年 6月	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役 中央日本土地建物株式会社社外取締役
2013年 4月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役常務執行役員経営企画部長	2022年 6月	常陽トータルサービス株式会社社外取締役（現任）
2014年 4月	そんぽ2 4 損害保険株式会社取締役常務執行役員経営企画部長・人事総務部長	2022年 6月	当社取締役監査等委員（社外）（現任）
2015年 4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員三重支店長		

**重要な兼職の状況**

常陽トータルサービス株式会社社外取締役

**監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割**

千代延郁男氏は、損害保険会社で多くの実績を積み、長年経営企画の責任者としても活躍されてまいりました。また、人事総務でも実績があります。現任する他社での社外取締役を兼務しての当社での活躍を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

あん どう

安藤

よし ひろ

儀博

1961年7月23日生（満64歳）

所有する当社株式数 0株

新任

社外取締役

独立役員

#### 略歴、当社における地位、担当

1984年4月	安田生命保険相互会社入社	2014年4月	明治安田生命保険相互会社内部監査部内部監査役
2002年6月	安田生命労働組合中央執行委員長	2018年4月	明治安田生命保険相互会社人事部審議役
2005年4月	明治安田生命保険相互会社職域開拓推進部 法人開拓推進グループマネジャー	2024年4月	明治安田収納ビジネスサービス株式会社リスク 管理・コンプライアンス部長（2026年6月退職 予定）
2012年4月	福岡商事株式会社取締役フィナンシャルプランニ ング室長		

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

安藤儀博氏は、生命保険会社において営業推進、人事、内部監査、リスク管理といった多岐にわたる要職を歴任されました。特に労働組合中央執行委員長や人事部審議役として培われた組織・人材に対する深い洞察と、現職のリスク管理・コンプライアンス部長としての高度な専門性を有しております。これからの当社経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 千代延郁男氏、安藤儀博氏は、社外取締役の候補者であります。  
3. 千代延郁男氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。  
4. 当社と千代延郁男氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は千代延郁男氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。また、当社は宮田寛司氏、安藤儀博氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 社外取締役千代延郁男氏は当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。  
6. 安藤儀博氏は本議案が承認可決された場合、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。  
7. 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定であります。  
本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。  
①補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。  
ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。  
②保険料  
保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が承認された場合の役員体制およびスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案が承認された場合の取締役会の構成および各役員の専門性は、次のとおりです。

【取締役会の構成】 当社取締役のスキルマトリックス

氏名	役位		委員会		経営全般		事業軸のスキル・経験			機能軸のスキル・経験		
			監査	指名・報酬	経営全般	グローバル	営業・マーケティング	R&D・技術	生産・品質管理	財務・会計・税務	法務・コンプライアンス・ガバナンス	内部統制・監査
稲葉 英樹	取締役			○	○		○		○	○	○	
佐藤 好生	取締役				○		○			○	○	○
内藤 佳彦	取締役				○		○	○	○	○	○	
小池 達子	取締役	社外		○							○	○
宮田 寛司	監査等委員		○		○		○			○	○	○
千代延 郁男	監査等委員	社外	○	○	○		○			○	○	○
安藤 儀博	監査等委員	社外	○	○	○		○				○	○

(注) 上記の一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく代表的と思われるスキルとして表したものです。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

つじ  
**辻**

けんご  
**健吾**

1979年2月4日生（満47歳）

所有する当社株式数 0株

社外取締役

独立役員

### 略歴、当社における地位、担当

2010年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2023年6月 東京厚生信用組合理事（現任）

2010年12月 大江忠・田中豊法律事務所入所

2021年3月 大江・田中・大宅法律事務所開設弁護士（現任）

### 重要な兼職の状況

大江・田中・大宅法律事務所弁護士、東京厚生信用組合理事

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

辻健吾氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、金融機関で理事を務めております。当社は、その実績により培われた経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 辻健吾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻健吾氏は、補欠の社外取締役候補者であり、本議案において承認可決され、就任した場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 辻健吾氏が、社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定であります。  
本議案において辻健吾氏の選任が承認可決され、社外取締役に就任された場合には、同氏は被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。  
ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ②保険料  
保険料は全額会社負担としております。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、当初2008年3月24日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2023年6月29日開催の当社第122期定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2026年6月開催予定の第125期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2026年5月11日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

また、本プランへの継続につきましては、当社監査等委員3名（うち社外取締役2名）および監査等委員である取締役以外の社外取締役1名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされておられません。

### I. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる「大規模買付行為」とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または、③上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと

当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）を意味し（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。）、
- (iii) 上記（i）または（ii）の者の関係者（これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）または、
- (iv) 上記（i）ないし本（iv）に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、（イ）特別関係者、（ロ）当該特定株主グループとの間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定株主グループの公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士ならびに公認会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに（ハ）上記（イ）または（ロ）に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者は、当社企業価値最大化または株主の皆様共同の利益の観点から問題ないと考える旨の独立委員会による認定がない限り、本プランにおいては当該特定株主グループの共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本プランにおいては当該特定株主グループの特別関係者とみなします。なお、各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信および四半期決算短信のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下、同じとします。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙1。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあつ

ては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者（注6）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

#### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の氏名または名称、および住所または所在地
- (b) 大規模買付者の設立準拠法
- (c) 大規模買付者の代表者の役職および氏名
- (d) 大規模買付者の国内連絡先
- (e) 大規模買付者の会社等の目的および事業の内容
- (f) 大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）および実質株主（出資者）の概要
- (g) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (h) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的

(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注7)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(i) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

注7：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

## (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)(a)～(i)までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日(注8)以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。以下、同じです。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の名前および職歴、過去10年以内における法令違反行為の有無(それが存する場合はその概要)当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループの内部統制システム(グループ内部統制システムを含みます。)の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (c) 大規模買付行為の目的、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、ならびに大規模買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (d) 大規模買付行為の当社株券等株式に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

- (e) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金調達が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的内容を含みます。）
- (f) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下、同じです。）の有無および意思連絡がある場合はその具体的内容および当該第三者の概要
- (g) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社の株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- (h) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売戻の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (i) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (j) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (k) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容
- (l) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (m) 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (n) 大規模買付行為の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (o) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細

- (p) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報  
当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。  
なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないとは合理的に判断する場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に必要情報の提供を要請した日から起算して60日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。）ことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報のすべてが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報のすべてが揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了して情報提供完了通知を行い、その旨を開示するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

注8：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付者に対する情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。いずれの場合においても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。

その場合、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様に対して開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりま

とめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を発動することにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、当社取締役会は、発動の決議を行うに際して、下記(4)に定める株主の意思を確認するための株主総会(本プランにおいて「株主意思確認総会」といいます。)を開催するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

#### ア 株主意思確認総会の判断を踏まえた対抗措置の発動または不発動

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、当社は、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為について検討した結果、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、下記(イ)の(a)から(e)のいずれかに該当する場合を除いて、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を開催します。そして、当社取締役会は、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。その手続の詳細は、下記④記載のとおりです。

#### イ 取締役会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(a)から(e)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかと判断される場合には、例外的に、株主意思確認総会を経ずに、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することがで

きるものとします。ただし、この場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、当社取締役会は、発動の決議を行うに際して、株主意思確認総会を開催するものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

### (3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置を発動することが適切と判断した場合、対抗措置の具体的な内容、およびその必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとしますが、原則として新株予約権の無償割当てを行うものとします。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者（別紙4第6項において定義されます。以下、同じとします。）に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

### (4) 株主意思確認総会

当社取締役会は、株主意思確認総会を開催する場合には、株主の皆様本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総

会を開催することとします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### (5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。一方、株主検討期間を設ける場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (6) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)(2)に従い、当社取締役会または株主意思確認総会において、具体的な対抗措置を発動することを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたいがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

## 6. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、上記5.(1)(2)の手に従い、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(非適格者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に從って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が非適格者に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の

皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2029年6月30日までに開催予定の当社第128期定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

#### 8. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

##### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」および東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I.1「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

##### (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様の意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

#### (5) デッドハンド型およびスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

## 共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本プランで定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものですが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」（共同協調関係）が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとします。
  - ※ 共同協調関係が樹立されたか否かの認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含みます。）について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとします。
  - ※ 以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社または子会社（大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。）、大規模買付者グループの役員・主要株主を含むものとします。
1. 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
  2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
  3. 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、大規模買付者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか。
  4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか。
  5. 大規模買付者が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が大規模買付者のそれと重なり合っている、または近接しているか。
  6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（大規模買付者とともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそ

れに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、認定対象者および大規模買付者（ならびに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。
8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下、同じとします。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本10.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本11.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問いません。）。
13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

小池 達子 (こいけ たつこ)

(1957年11月21日生)

1980年	4月	愛媛放送株式会社 (現 株式会社テレビ愛媛) 入社
1981年	10月	フリーアナウンサー
2011年	1月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)
2011年	1月	銀座総合法律事務所入所 (現任)
2018年	7月	アゼアス株式会社補欠社外監査役 (現任)
2019年	6月	当社社外取締役 (現任)
2021年	6月	三浦工業株式会社社外取締役監査等委員 (現任)
2022年	6月	住友理工株式会社社外監査役

千代延 郁男 (ちよのべ いくお)

(1962年11月17日生)

1985年	4月	日本火災海上保険株式会社入社
2009年	8月	そんぼ24損害保険株式会社取締役執行役員経営企画部長
2013年	4月	そんぼ24損害保険株式会社取締役常務執行役員経営企画部長
2014年	4月	そんぼ24損害保険株式会社経営企画部長・人事総務部長
2015年	4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員三重支店長
2021年	6月	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役 中央日本土地建物株式会社社外取締役
2022年	6月	常陽トータルサービス株式会社社外取締役 (現任)
2022年	6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

安藤 儀博 (あんどう よしひろ)

(1961年7月23日生)

1984年	4月	安田生命保険相互会社入社
2002年	6月	安田生命労働組合中央執行委員長
2005年	4月	明治安田生命保険相互会社職域開拓推進部法人開拓推進グループマネジャー
2012年	4月	福岡商事株式会社取締役フィナンシャルプランニング室長
2014年	4月	明治安田生命保険相互会社内部監査部内部監査役
2018年	4月	明治安田生命保険相互会社人事部審議役
2024年	4月	明治安田収納ビジネスサービス株式会社リスク管理・コンプライアンス部長 (2026年6月退職予定)

注1：上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

注2：上記、小池 達子氏、千代延 郁男氏は現在、当社の社外取締役であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、小池 達子氏、千代延 郁男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同選任議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

注3：上記、安藤 儀博氏は、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として就任する予定です。また、同選任議案が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に株式を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
  - (a) 非適格者が保有する新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は、行使することができない。  
「非適格者」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
    - (i) 大規模買付者
    - (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項）
    - (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
    - (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
      - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受けまたは承継した者
      - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。
  - (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記6(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記6(a)の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲

内で当社が求める条件充足を示す資料および法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではない。
- (d) 上記6(c)の条件の充足の確認は、上記6(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとする。

## 7. 取得条件

- (a) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で、上記6(a)および(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記6(c)に該当する者が保有する新株予約権を含む。下記(b)において「行使適格新株予約権」という。）について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができる。
- (b) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る当該新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件および取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとする。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができる。

### (i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ、行使することができる。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回し、かつ、その後大規模買付行為を実施しないことを誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（ただし、本(i)において、議決権割合の計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、

(β)大規模買付者の議決権割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株券等を市場内取引を通じて処分し、かつ、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

## (ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（ただし、行使条件が充足されていないものに限る。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

(C) 新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記6(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとする。なお、当社は、新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

## 9. 資本金および準備金に関する事項

新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとする。

## 10. 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

## 株主提案（第6号議案）

第6号議案は1名の株主様からのご提案によるものであります。なお、提案を受けた議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

### 第6号議案 自己株式の取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に、貴社普通株式を、株式総数300,000株、取得価格の総額320,000,000円(ただし、会社法により許容される取得価格の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回る場合は、会社法により許容される取得額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

(1)最近の貴社の株価が過去30年間(360ヶ月)での安値圏にあること

過去360ヶ月間(1996年4月から2026年3月)の月末の株価終値(以下「終値」と記します)が、2026年3月末の終値(1,097円)を下回ったのは14ヶ月であり、残り345ヶ月についてはそれを上回っております。

また、前記14ヶ月のうち、10ヶ月は2025年4月以降であり、日経平均株価が史上最高値を更新する中、ここ1年の貴社の株価は歴史的安値水準にあると言えます。

また2025年12月31日時点での貴社のPBRは0.24倍であり、貴社の資産内容が株価に適切に反映されているとは言い難く、資産内容の面からも貴社の株価は割安であると言えます。

自己株式の取得は企業価値に比して、株価が割安な時にこそ行うべきだと思いますが、貴社にとっては今がその時期であると考えます。

(2)自己株式の取得による、本業の資金繰り等に与える影響は軽微であること

2025年12月31日時点での貴社の現金及び預金、投資有価証券はそれぞれ69億円、95億円であり、それらの合計は164億円です。

また、同時点での短期借入金、1年以内に返済予定の長期借入金、及び長期借入金の合計は30億円であり、差引134億円の正味金融資産を貴社は有しております。

他方2026年3月期の予想売上高は265億円であり、予想売上高に対する正味金融資産の割合は50%を超えており、事業規模に比し十分な金融資産を有していると言えます。

更に2025年12月31日時点における貴社の受取配当金は233百万円、賃貸料原価を減じた受取賃貸料は87百万円、それらの合計は320百万円となります。

これらの収益は本業とは別に発生しているものであり、この収益の範囲での自己株式の取得であれば、本業の資金繰り等に与える影響は軽微であると言えます。

(3)貴社株式の流動性の向上が図れること

2025年10月1日から2026年3月31日迄の6ヶ月間(120日営業日)の貴社株式の出来高(以下「直近6ヶ月の出来高」と記します)は490,100株、1営業日当たりでは4,084株です。

また、2025年12月31日現在の貴社の発行済株式数(自己株式を除く)は5,256,505株で

あり、これを前記490,100株で除すると10.73になります。

この結果は貴社の発行済株式が1回転するためには64.4ヶ月、言い換えれば5年以上かかることを意味します。

この点について貴社の類似業種に属する新電元工業(以下「同社」と記します)で同様に計算を行いますと、6ヶ月間での同社の株式の出来高は9,941,300株、1営業日当たり82,844株です。

同社の発行済株式数(自己株式を除く)は10,321,070株であり、これを前記9,941,300株で除すると1.04となります。

この結果は同社の発行済株式が1回転するために必要な期間は6.2ヶ月、貴社の1/10の期間で1回転することになり、貴社と比し株式の流動性は高いと言えます。

流動性の低い株式は投資家が望んだときに希望する株価、株数の売買が難しいことが多いため、投資家から見れば投資対象とはなりにくく、その結果、企業価値に比し株価が割安になる傾向にあります。

貴社が自己株式の取得を行うことにより流動性の向上を図り、企業価値に比し株価が割安な状態から脱するきっかけを作ることが必要であると考えます。

なお、貴社が自己株式の取得を行っていた2023年10月1日から2024年3月31日、及び2024年10月1日から2025年3月31日のいずれも6ヶ月間(120営業日)の貴社株式の出来高は、それぞれ1,264,600株、821,400株であり、「直近6ヶ月の出来高」対比では、それぞれ2.6倍、1.7倍となっております。

以上により、自己株式の取得は出来高の増加に一定程度寄与すると思われま

#### (4) 貴社が支払う配当金の社外流出を減らせること

2025年12月31日時点での貴社の年間配当予想は1株当たり35円であり、2026年3月末の終値(1,097円)から算出した配当利回りは3.2%ですが、これは社外に流出致します。

貴社の取引銀行の普通預金、期間1年の定期預金の利率はそれぞれ0.3%、0.4%であり、いずれも配当利回りの1/10程度です(2026年4月6日現在)。

前記(2)で記した通り、貴社は事業規模に比し十分な金融資産を有していることに加え、本業とは別に受取配当金等の収益が320百万円ございます。

新たに発生する受取配当金等、本業以外で発生する収益を自己株式の取得に振り向けることにより、預金より高い利回りである、貴社の支払配当金による社外流出を減らすことができます。

以上。

## 第6号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

反対の理由は以下のとおりです。

当社は、資本効率の向上および株主還元の充実を図るべく、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元策の基本方針としつつ、自己株式の取得については、環境変化に耐えうる財務健全性に配慮しながら、実際の業績に基づき当社株式の取引の状況や株価を踏まえ、適切なタイミング・金額を検討したうえでこれを機動的に実施することが有効・適切であるとの考えから、定款において、取締役会の決議をもって自己株式の取得を行うことができる旨を定めております。

実際、当社は、取締役会の決議に基づき、2024年3月期は30万株、3億7千2百万円、2025年3月期は35万株、4億2千2百万円の自己株式を取得したほか、本年5月13日に開示した通り、2027年3月期についても、12万4千6百株、1億2千8百万円の自己株式の取得を実施しました（併せて、内部留保金を原資として、2024年3月期および2025年3月期は1株当たり40円、2026年3月期は1株当たり35円の配当を行うことで、株主の皆様への安定的かつ継続的な還元に努めております）。

他方で、業績面では、2024年3月期は14億6千8百万円、2025年3月期は8千3百万円、2026年3月期は22億2千万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画においてROE7%以上との目標を掲げて取り組んでいたものの、達成は困難との判断に至ったため、「営業利益黒字化」を最優先の経営指標（KPI）として設定した「緊急経営改革2026」を開始し、業績の立て直しに取り組んでいるところです。

このように、当社取締役会は、これまで自己株式の取得を決定して参りましたが、現在の経営状況においては、早急な黒字化の実現とその後の中長期的な成長に向けた経営改革に重点的に経営資源を投入すべきと考えており、本提案に従って自己株式を取得することを本株主総会において決定してしまうのは妥当でないと考えます。今後も、適時・適切な方法で自己株式の取得を実施する等して経営改革と株主還元を両立させる方針ですので、当社取締役会にこれらの遂行をお任せ頂きたいと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移しました。しかしながら、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まり等により、資源・エネルギーおよび原材料の更なる価格高騰や供給制約が懸念されています。これに加え、米国の通商政策の動向や中国経済の停滞も相まって、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような中、当連結会計年度の売上高は、EV普及の停滞及び半導体メーカーの設備投資抑制の影響などにより、主にメカトロニクス事業及びエレクトロニクス事業が販売不振になったことから、268億7千7百万円（前期比6.7%減）となりました。

利益面におきましては、売上減少に伴い固定費の回収が進まず、また、保有する棚卸資産の収益性見直しによる棚卸資産評価損を売上原価に計上したことにより、営業損失9億4千3百万円（前期は営業損失2億4千6百万円）となりました。これに受取配当金、受取賃貸料等の計上により、経常損失3億8千4百万円（前期は経常利益2億8百万円）となりました。また、希望退職者への特別退職金1億8千万円、メカトロニクス事業の朝霞開発センターの閉鎖に伴う減損損失1億5千1百万円を特別損失に計上したことに加えて、繰延税金資産の取り崩し等に伴う法人税等調整額9億3百万円の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純損失は22億2千万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失は8千3百万円）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

#### [エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は、前期比10.4%減の67億2千2百万円（総売上高の25.0%）、セグメント損失は1億3千4百万円（前期はセグメント利益8億3千9百万円）となりました。通信用電源の更新需要が堅調に推移し増収となりましたが、半導体製造装置用電源におけるお客様の設備投資抑制の継続や、医療用電源の需要減少の影響を受けました。加えて、モビリティ関連における可搬型EV充放電器「POCHA V2V」について、補助金活用による需要喚起に努めたものの、当初の売上想定を下回ったことなどから、事業全体として減収となりました。

#### [メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は、前期比37.6%減の7億3千9百万円（総売上高の2.8%）、セグメント損失は6億3千万円（前期はセグメント損失7億6千9百万円）となりました。ギ酸還元真空リフロー炉（VSM）が中国における市況低迷の影響を受け、当初の売上想定を下回って推移しました。

#### [ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は、前期比2.8%増の103億5千9百万円（総売上高の38.5%）、セグメント利益は9億1千5百万円（前期比41.1%増）となりました。主力の日系モビリティ関連において、お客様の生産計画下方修正に伴う減産の影響を受けましたが、国内市場でのシェア拡

大に努め、売上を下支えしました。さらに、海外拠点及び化粧品関連が好調に推移し、事業全体を牽引した結果、増収となりました。

[コンポーネント事業]

コンポーネント事業の売上高は、前期比6.0%減の78億1千3百万円（総売上高の29.1%）、セグメント利益は8億4千3百万円（前期比14.0%減）となりました。モビリティ関連が採用車種の拡大により伸長したほか、レジヤ関連も堅調に推移しました。また、設備関連においても期末にかけて受注が急増し、前期実績を上回りました。一方で、金融機器関連が低調に推移したことに加え、主力の事務機器関連は、受注に復調の兆しが見られるものの、通期では前期実績を大きく下回りました。

[その他]

その他（半導体デバイス事業）の売上高は、前期比27.8%減の12億4千3百万円（総売上高の4.6%）、セグメント損失は1億8千2百万円（前期はセグメント利益5千7百万円）となりました。一部半導体製品の生産終了に伴う最終受注による売上貢献が減少しました。さらに、産業機器関連が半導体設備投資抑制の影響を受け、減収となりました。

事業の種類別売上高の推移

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業	6,722	7,504	△10.4%
メカトロニクス事業	739	1,184	△37.6%
ケミトロニクス事業	10,359	10,077	2.8%
コンポーネント事業	7,813	8,314	△6.0%
その他の	1,243	1,722	△27.8%
合計	26,877	28,803	△6.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の生産設備を中心に総額9億2千7百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2025年9月9日に取引銀行5行と総額50億円の特定期間貸付契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

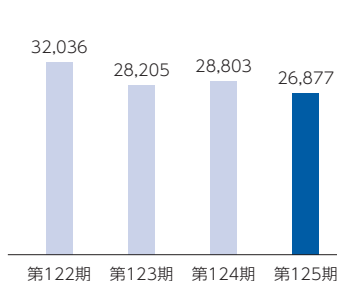
当連結会計年度末における特定期間貸付契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

特定期間貸付契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入金未実行残高	3,000百万円
差引残高	2,000百万円

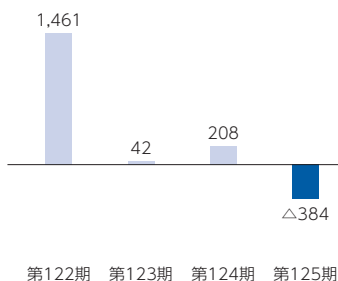
## (2) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第122期 (2023年3月期)	第123期 (2024年3月期)	第124期 (2025年3月期)	第125期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,036	28,205	28,803	26,877
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,461	42	208	△384
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	365	△1,468	△83	△2,220
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	60.71	△255.11	△15.50	△422.34
総 資 産 (百万円)	44,130	47,568	44,673	45,106
純 資 産 (百万円)	26,653	26,347	25,892	25,265

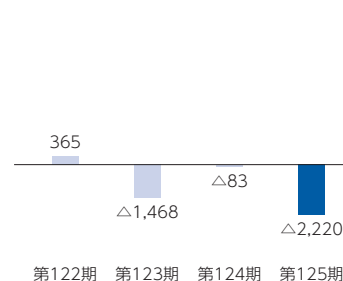
### ■ 売上高 (百万円)



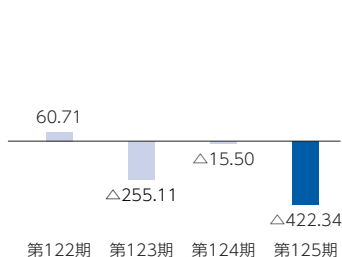
### ■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



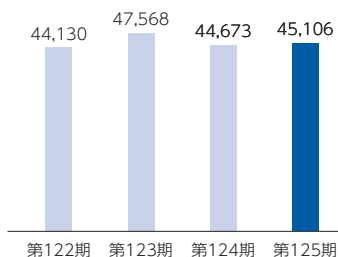
### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)



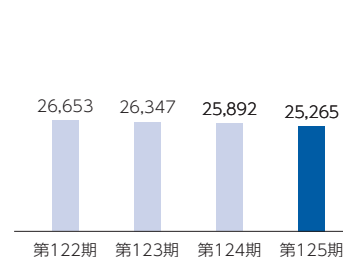
### ■ 1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)



### ■ 総資産 (百万円)



### ■ 純資産 (百万円)



### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	パワー半導体および精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	50	100	合成樹脂塗料の製造および販売
株式会社オリジン商事	45	70	各種製品の販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まり等による資源・エネルギーおよび原材料の更なる価格高騰や供給制約が懸念されております。これに加え、米国の通商政策の動向や中国経済の停滞も相まって、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと思われまます。このような環境下ではありますが、当社グループは収益体質の抜本的な改善に向け、「営業利益黒字化」を最優先に掲げた『緊急経営改革2026』を始動いたしました。「市場別・製品別ポートフォリオの強化、スピード感を重視した顧客対応」「聖域なきコスト改革」「立案計画の精査と厳格な実行、ガバナンス体制と人的資本の強化」を3つの柱として、強固な収益基盤の再構築と企業価値の向上に邁進してまいります。事業セグメントごとの具体的な施策は以下のとおりです。

#### [エレクトロニクス事業]

物価高騰に伴う原材料価格の上昇に加え、昨今の国際情勢や生成AIの普及に伴う半導体需要の急増などにより、更なる原価上昇や調達リードタイムの長期化が懸念されております。

こうした状況に対処するため、調達面における情報収集を徹底してリスク低減に努めるとともに、適正な価格転嫁に向けたお客様との交渉を進めてまいります。また、厳しい事業環境下においても成長カテゴリへの重点的な経営資源の配分を行い、将来の収益の柱となる新製品の開発および上市を推進してまいります。

#### [メカトロニクス事業]

主力製品であるギ酸還元真空リフロー炉（VSM）は、中国市場におけるEV用途をはじめとするパワーデバイス関連の設備投資が低調であり、他市場における新たな需要を取り込むことが課題と認識しております。また、AI用途等を中心としたICパッケージ市場においては、微細化・高密度化の進展を背景に市場拡大が見込まれることから、引き続き同市場に向けた製品開発を継続してまいります。

#### [ケミトロニクス事業]

モビリティ関連は、自動車部品メーカーを中心とした既存顧客のシェア拡大に継続して努めてまいります。特にEV市場では、海外進出が目覚ましい中国系企業に対する拡販活動を推進すべく、関係拠点との更なる連携を図ります。また、非モビリティ関連では、産業機器・建材、趣味娯楽遊戯関連へ機能性塗料を中心に展開してまいります。利益面では、不採算製品の見直しを図り収益体質を強化します。製品面では、速硬化塗料、非石油由来原料塗料といった省エネ・カーボンニュートラルに貢献する製品の展開を強化し、持続的な成長を図ります。

#### [コンポーネント事業]

モビリティ関連は、採用車種の増加に伴う需要増に備えて結城工場（茨城県）を開設し、稼働開始に向けた準備を進めております。同工場をモビリティ関連の専用拠点とし、自動化設備の導入による生産効率向上を図ることで、安定供給体制の確立と収益構造の改善に注力してまいります。設備関連については、半導体製造装置向け製品の需要が回復し、受注が急増しております。

今後の更なる需要拡大を見据えた生産体制整備を推進し、需要を的確に捉えることで着実な売上増加を目指します。

### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社14社および関連会社2社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業、その他を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部	門	製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	医療用X線電源、半導体製造装置用電源、UV/光源用電源、E V連携/スマエネ用電源、電気集塵機用電源、通信用電源、バックアップ電源システム、インバータ、多出力電源、各種カスタム電源
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	オプティカルボンディング、モバイルディスプレイ貼合装置(MDB)、車載・産業用ディスプレイ貼合装置(DB)、光学レンズ貼合装置(OLB)、大型溶接機(RMW)、光半導体用溶接機(CSW)、ギ酸還元真空リフロー炉(VSM)、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、めっき・金属用塗料、機能性塗料(熱対策、無反射、防錆他)、カーボンニュートラル(非石油由来、ハイサイクル)
コンポーネント事業	精 密 機 構 部 品	ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、トルクヒンジ、逆入力遮断クラッチ、ゴムローラ、および各種複合化製品
そ の 他	パ ワ ー 半 導 体	高耐圧ダイオード、高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード等の半導体およびその複合モジュール

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	26,600,000株
② 発行済株式の総数	6,699,986株
③ 株主数	3,785名
④ 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
オリジン取引先持株会	500千株	9.44%
損害保険ジャパン株式会社	376千株	7.08%
明治安田生命保険相互会社	302千株	5.70%
EUROPEAN DEPOSITARY BANK SA-DUBLIN - BUTTERMERE DEEP VALUE FUND LIMITED	283千株	5.34%
株式会社みずほ銀行	261千株	4.92%
株式会社りそな銀行	156千株	2.94%
オリジン従業員持株会	124千株	2.35%
トリア再保険株式会社	121千株	2.28%
島根良明	113千株	2.13%
みずほ信託銀行株式会社	104千株	1.97%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。  
 2. 持株比率は、自己株式(1,391,821株)を控除して計算しております。  
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。  
 4. 自己株式には、株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式15,400株は含んでおりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲葉英樹	CEO
取締役会長	妹尾一宏	CCO、CISO
取締役上席執行役員	佐藤好生	CHRO、管理部門管掌、本社事業所長、総務担当
取締役上席執行役員	内藤佳彦	CSO、経営企画本部長
取 締 役	小池達子	銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	宮内公平	
取締役 (監査等委員)	千代延 郁 男	常陽トータルサービス株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	平澤 久	

- (注)
1. 取締役小池達子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、宮内公平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  3. 取締役小池達子氏、取締役 (監査等委員) 千代延郁男氏、平澤久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  4. 社外取締役小池達子氏、社外取締役 (監査等委員) 千代延郁男氏、平澤久氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である小池達子氏、取締役（監査等委員）である宮内公平氏、千代延郁男氏、平澤久氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

補填の対象となる保険事故の概要は、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、保険料は全額会社負担としております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 1) 会社の経営理念である「開かれた企業」「独自性のある企業」「自己実現の場である企業」「新たな価値を創造し、社会に貢献する企業」の実現に資するものであること。
- 2) 公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とし、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会など全てのステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること。
- 3) 持続的な企業価値の向上と経営目標の実現を動機づけるとともに、これらの実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること。
- 4) 会社の従業員が魅力的と感じられる役員報酬制度であること。

### ロ. 報酬構成

当社は短期・中長期の経営目標達成と、企業価値の持続的向上に対する動機づけを図るため、役員・職責に応じた「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「賞与」、業績および当社株価に連動する「業績連動型株式報酬」で構成しています。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む。)	金銭報酬	年額230百万円以内 (ただし、使用人給与は 含みません)	2016年6月29日付の 第115期定時株主総会	8名
取締役 (社外取締役および監 査等委員である取締 役を除く。)	株式報酬	3事業年度ごとに70百万 円を上限とした金銭を信 託に拠出	2017年6月29日付の 第116期定時株主総会	9名
監査等委員	金銭報酬	年額80百万円以内	2018年6月28日付の 第117期定時株主総会	4名

二. 業績報酬等に関する事項

1) 業績指標の内容およびその選定の理由

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としているためです。

2) 業績連動報酬等の額または数の算定方法

当社は取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬および株式報酬それぞれに導入しています。

金銭報酬における業績連動報酬は、会社業績向上に対するインセンティブを目的として、連結経常利益に連動させます。さらに、役位・職責に応じて、売上高・営業利益等および長期的な戦略目標の達成度を評価基準とした個人別の評価結果に応じて支給額を決定します。

株式報酬である業績連動報酬につきましては、業績連動型株式報酬制度「BBT（= Board Benefit Trust）」を導入しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まった数のポイントが付与されます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%については、「1ポイント=1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイント30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、当連結会計年度を含む経常利益の推移は1. 当社グループの現況（2）財産および損益の状況に記載のとおりです。

## ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長稲葉英樹氏が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役1名、取締役1名および独立社外取締役3名から構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

代表取締役社長稲葉英樹氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に代表取締役が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとしています。

## ハ. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	75	75	-	-	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	12	12	-	-	1
社外取締役（監査等委員を除く。）	6	6	-	-	1
社外取締役（監査等委員）	21	21	-	-	2

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。  
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 業績連動型株式報酬は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任日時点の評価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小池達子氏は三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役であります。

取締役（監査等委員）千代延郁男氏は常陽トータルサービス株式会社社外取締役であります。

当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 小池 達子	当事業年度開催の取締役会には26回中26回すべてに出席。	同氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。 2019年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 千代延 郁男	当事業年度開催の取締役会には26回中26回すべてに出席、監査等委員会には18回中18回すべてに出席。	同氏は、損害保険会社で多くの実績を積み、長年経営企画の責任者としても活躍してこられました。また、人事総務でも実績があります。現任する他社での社外取締役に兼務しての当社での活躍を期待しております。 2022年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要ない助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 平澤 久	当事業年度開催の取締役会には26回中26回すべてに出席、監査等委員会には18回中18回すべてに出席。	同氏は、生命保険会社において財務、ファンド、証券運用等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これからの当社経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと期待しております。 2024年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要ない助言・発言等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 協立監査法人  
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第1項第1号」ならびに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を以下のとおり定めております。

##### イ. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

##### ロ. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき35円となります。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,215</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,923</b>
現金及び預金	6,685	支払手形及び買掛金	1,705
受取手形、売掛金及び契約資産	6,157	電子記録債務	1,583
電子記録債権	2,516	短期借入金	3,000
商品及び製品	1,684	1年内返済予定の長期借入金	530
仕掛品	3,429	未払法人税等	243
原材料及び貯蔵品	2,347	賞与引当金	412
その他	403	役員賞与引当金	5
貸倒引当金	△8	製品補償引当金	133
<b>固定資産</b>	<b>21,891</b>	環境対策引当金	152
<b>有形固定資産</b>	<b>10,630</b>	固定資産解体費用引当金	14
建物及び構築物	4,060	前受収益	81
機械装置及び運搬具	1,026	その他の他	2,062
土地	4,747	<b>固定負債</b>	<b>9,917</b>
建設仮勘定	160	長期借入金	760
その他	635	役員株式給付引当金	18
<b>無形固定資産</b>	<b>641</b>	退職給付に係る負債	1,234
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,618</b>	資産除去債務	31
投資有価証券	10,105	環境対策引当金	262
長期貸付金	32	長期前受収益	5,110
繰延税金資産	62	繰延税金負債	2,450
その他	465	その他の他	50
貸倒引当金	△47	<b>負債合計</b>	<b>19,841</b>
<b>資産合計</b>	<b>45,106</b>	<b>(純資産の部)</b>	
		株主資本	15,453
		資本金	6,103
		資本剰余金	3,455
		利益剰余金	7,929
		自己株式	△2,034
		その他の包括利益累計額	7,322
		その他有価証券評価差額金	5,272
		為替換算調整勘定	2,050
		非支配株主持分	2,489
		<b>純資産合計</b>	<b>25,265</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>45,106</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		26,877
売上原価		21,339
売上総利益		5,538
販売費及び一般管理費		6,481
営業損失		943
営業外収益		
受取利息及び配当金	265	
その他の営業外収益	449	715
営業外費用		
支払利息	34	
その他の営業外費用	121	156
経常損失		384
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社清算益	2	6
特別損失		
固定資産除却損	37	
固定資産売却損	0	
減損損失	151	
固定資産解体費用引当金繰入額	14	
特別退職金	180	
倉庫移転費用	6	389
税金等調整前当期純損失		767
法人税、住民税及び事業税	365	
法人税等調整額	903	1,268
当期純損失		2,036
非支配株主に帰属する当期純利益		183
親会社株主に帰属する当期純損失		2,220

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 第125期定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号  
コミュニティプラザ・コルソ 7階 「コルソホール」  
最寄り駅 JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線  
浦和駅西口駅前 徒歩1分



- ◎ 株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 オリジン

